

# 4月から国保制度が変わります

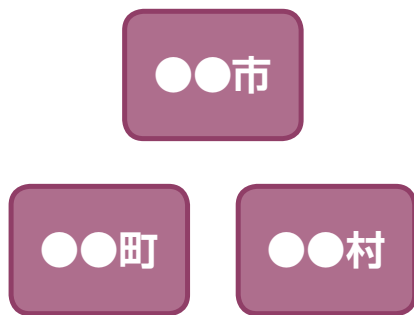
「国民皆保険」を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月から国民健康保険（以下、国保）を県と市町村が共同で運営していくことになります。

新しい制度の内容について、シリーズでお知らせします。

問合せ先 市民課 ☎35-3137  
 広報ID 1009052

## 平成30年3月まで

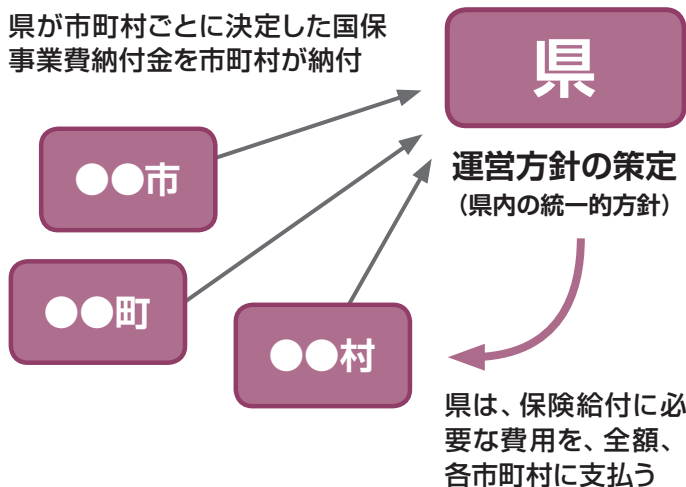
### 市町村が個別に運営



## 平成30年4月から

### 市町村と県が協力して運営

県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付



市町村の主な役割	県の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の国保財政の運営</li> <li>○加入者の資格管理 (保険証の発行、各種届出の受付)</li> <li>○保険料率の決定、賦課・徴収</li> <li>○保険給付の決定、支払い</li> <li>○保健事業 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全体の国保財政の運営</li> <li>○市町村ごとの納付金の決定</li> <li>○市町村ごとの標準保険料率の決定</li> <li>○国保事務の標準化の推進</li> <li>○国保の統一的な運営方針の策定 ほか</li> </ul>

## 4月から変わること、変わらないこと

<p><b>変わること</b></p>	<p>保険証に「岐阜県」と表記が追加されます。(9月の保険証一斉更新から)                  ※保険証はこれまでどおり市役所で発行します。</p>	<p>高額療養費の多数回該当が県単位で通算されるようになります。                  ※高額療養費の多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象月数が4回以上になった場合、自己負担限度額が引き下げられる制度</p>
<p><b>変わらないこと</b></p>	<p>医療の受け方や保険料の納付方法は、これまでと変わりありません。                  また、国保の届出や保険給付の申請窓口もこれまでどおり市役所本庁や各支所で変わりません。</p>	